

(案)

府消委第 号
平成27年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二

答 申 書

平成27年7月10日付け消取引第1030号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号二に規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

(案)

別紙

対象となる業務

特定適格消費者団体による被害回復関係業務

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)第65条第2項)

以上